天皇の退位等に関する皇室典範特例法施行令要綱

第一 退位の礼 (第一条関係)

天皇 の退位等に関する皇室典範特例法 (以 下 「法」という。) 第二条の規定による天皇の退位に際して

は、退位の礼を行うものとすること。

第二

上皇に

関

し天皇の例による法令に定める事

項

(第二条関係)

法附則第四条第一項第二号の政令で定める法令に定める事項は、 次のとおりとすること。

一 関税定率法に定める関税の免除

二 皇室経済法に定める事項

三 皇室経済法施行法に定める事項

兀 輸 入貿易管理令に定める貨物 の輸入の 承認及び輸 入割当てに関する事項

第三 上皇に関 し皇族 の例による法令に定める事 項 (第三条関 係

法附則第四条第二項の政令で定める法令に定める事項は、 次のとおりとすること。

一 警察法に定める皇宮警察に関する事項

- 二 位階令に定める事項
- 三 地方税法施行令に定める固定資産税が非課税とされる車両
- 四 警察法施行令に定める国庫が支弁する経費
- 五 自衛隊法施行令に定める国賓等の輸送に関する事項
- 六 採用 試 験 の対象官職 及び 種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令に定める皇宮警察の

分野に係る官職

第四 上皇后に関し皇太后の例による法令に定める事項 (第四条関係)

法附 則第五条第二号の政令で定める法令に定める事項は、 次のとおりとすること。

- 一 国事行為の臨時代行に関する法律に定める事項
- 二 第二及び第三に掲げる事項
- 第五 施行期日

この政令は、 法の施行の日(平成三十一年四月三十日)から施行するものとすること。